

## 繁忙期における雇用保険の届出について

4月の繁忙期においては、雇用保険の各種届出が通常月の数倍となり、窓口の混雑や、待ち時間が長くなるなど、皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。

窓口職員を増員するなどの対策を講じ、迅速な事務処理を行うべく準備を進めておりますが、下記について皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、16時以降は、電子申請の集中処理を行うこととなるため、来所での届出は、16時までにお願いします。

### ○「資格取得届」の提出について

4月中は、離職票交付等に係る事務処理を優先して取扱いますので、資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けていただくようお願いいたします。

4月中は、失業給付の手続きを早くとっていただけるよう、離職票交付等を、優先して処理いたします。待ち時間が長くなる場合や、届出件数が多い場合は、お預かりする場合がありますのでご了承ください。

なお、雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに届出が必要ですので、4月中旬～5月10日までの届出をお願いします。

### ○「資格喪失届・離職証明書」等の提出について

お待ちいただく時間が長くなります。また、書類をお預かりする場合があります。

即時処理を基本としますが、待ち時間が長くなる場合や、届出状況によっては、書類をお預かりする場合がありますのでご了承ください。

次についても、ご協力をお願いします。

- 郵送によるご返送をご希望の場合は、返信用封筒（切手貼付）を添えて、ご提出ください。
- 離職票証明書（離職票）が10件以上の場合は、後日返却とします。
- 当日中の事務処理が困難となった時点で、お預かりとし後日返却とします。
- 事務処理時間短縮のため、離職理由が「定年退職」及び「契約期間満了」等の場合には、就業規則（定年に係る条文）や雇用契約書等の確認書類（写）を添付願います。

### ○離職前（3/31以前）の「資格喪失届・離職証明書」等の提出について

3月22日（月）から26日（金）15時まで受付します。

4月の混雑緩和を図るために、3月末での離職が確定しており、（賃金支払）基礎日数や賃金額も確定している場合は、離職前に「資格喪失届・離職証明書」等をお預かりします。

4月1日（木）の午後以降（書類の件数により、返戻（予定）日時が異なります。）に、返戻できるように処理します。また、郵送によるご返送をご希望の場合は、返信用封筒（切手貼付）を添えてご提出願います。

※電子申請処理につきましては、通常の取扱いとなりますので、ご注意願います。

**待ち時間が無く、郵送費のかからない「電子申請」をぜひご検討ください。**